

オープン型外貨定期預金 商品概要説明書

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面と同一の内容です。)

この書面を十分にお読みください。

- 外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外国通貨建の預金）のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻しの要求に応じないことを条件としている預金です。
- 自動解約方式をご指定いただくことができます。
- 外貨定期預金は為替相場の変動により、お受取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払込円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

➤ 手数料（概要）と元本欠損リスクについて

- 円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（例えば、1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円）がかかります（お預入れおよびお引出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート（預入時）、TTBレート（引出時）をそれぞれ適用します）。したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（例えば、1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1オーストラリアドルあたり4円）がかかるため、お受取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払込円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。また、お預入・お引出方法や通貨により手数料が異なるため、全ての手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。

➤ 為替変動および元本欠損リスクについて

- 外貨定期預金には、世界中で生じる政治・経済的な要因のほか、さまざまな要因による為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払込円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

➤ 信用および元本欠損リスクについて

- 外貨定期預金には、当行の信用状況によっては、お客さまが損失を被るリスクがあります。

➤ 流動性リスクについて

- 外貨定期預金には、外国為替市場において外国為替取引が行われない場合等に、お預入れや払戻しに応じられないリスクがあります。

〔商号・住所〕 株式会社 十六銀行 岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地

[商品の概要]

商品名	オープン型外貨定期預金				
商品概要	オープン型外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外国通貨建の預金）のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻しの要求に応じないことを条件としている預金です。				
預金保険	オープン型外貨定期預金は預金保険の対象外です。				
販売対象	法人および個人のお客さま（ただし、原則未成年は対象外とします。また、当行がお客さまの適合性を確認した結果、お客さまのご意向に添えない場合があります。）				
期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則 1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年。預入期間が1週間以上1年以内であれば、期日指定のお取扱いも可能です。 ■ 非継続方式、自動解約方式のお取扱いとなります。 （非継続方式） 元利金を満期日以後に一括して払戻します。 （自動解約方式） 満期日に税引後元利金をあらかじめご指定された同一名義、同一店舗、同一通貨の外貨普通預金口座または外貨当座預金口座に入金します。 				
預入 (1) 預入方法 (2) 最低預入額 (3) 預入単位 (4) 預入通貨 (5) その他	<p>一括預入です。</p> <p>1,000通貨単位</p> <p>1補助通貨単位まで預入可能</p> <p>米ドル、ユーロ、オーストラリアドル</p> <p>お預入れいただくにあたって、上限額はありません。</p>				
払戻方法	満期日以後に一括して払戻しします。				
満期日の処理	<p>満期日の自動継続はできません。お預入後、非継続方式から自動解約方式へ、または自動解約方式から非継続方式に変更をご希望される場合は、満期日の前営業日まで所定の手続きを行っていただく必要があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">非 継 続 方 式</td> <td>自動解約方式をご指定されない場合は、満期日までに外貨定期預金通帳または外貨定期預金証書とお届出印鑑をお取引店窓口へご持参のうえ、書替えまたは解約の手続きをお願いいたします。</td> </tr> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">自 動 解 約 方 式</td> <td>満期日に税引後元利金をあらかじめご指定された同一名義、同一店舗、同一通貨の外貨普通預金口座または外貨当座預金口座に入金します （「自動解約方式」では、外貨定期預金の税引後元利金につき為替予約を締結された場合を除き、円預金口座へ自動入金するお取扱いはできません。外貨定期預金の税引後元利金につき為替予約を締結された場合は、当行の「為替予約規定（外貨定期預金用）」により、満期日に予約相場により解約し、円貨にてご指定のご本人名義預金口座に入金します）。</td> </tr> </table>	非 継 続 方 式	自動解約方式をご指定されない場合は、満期日までに外貨定期預金通帳または外貨定期預金証書とお届出印鑑をお取引店窓口へご持参のうえ、書替えまたは解約の手続きをお願いいたします。	自 動 解 約 方 式	満期日に税引後元利金をあらかじめご指定された同一名義、同一店舗、同一通貨の外貨普通預金口座または外貨当座預金口座に入金します （「自動解約方式」では、外貨定期預金の税引後元利金につき為替予約を締結された場合を除き、円預金口座へ自動入金するお取扱いはできません。外貨定期預金の税引後元利金につき為替予約を締結された場合は、当行の「為替予約規定（外貨定期預金用）」により、満期日に予約相場により解約し、円貨にてご指定のご本人名義預金口座に入金します）。
非 継 続 方 式	自動解約方式をご指定されない場合は、満期日までに外貨定期預金通帳または外貨定期預金証書とお届出印鑑をお取引店窓口へご持参のうえ、書替えまたは解約の手続きをお願いいたします。				
自 動 解 約 方 式	満期日に税引後元利金をあらかじめご指定された同一名義、同一店舗、同一通貨の外貨普通預金口座または外貨当座預金口座に入金します （「自動解約方式」では、外貨定期預金の税引後元利金につき為替予約を締結された場合を除き、円預金口座へ自動入金するお取扱いはできません。外貨定期預金の税引後元利金につき為替予約を締結された場合は、当行の「為替予約規定（外貨定期預金用）」により、満期日に予約相場により解約し、円貨にてご指定のご本人名義預金口座に入金します）。				
利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<p>お預入日の利率を満期日まで適用します。</p> <p>適用利率については、お預入日、通貨種類、金額、期間によって異なるため、窓口にお問い合わせください。</p> <p>満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの期間について、解約日または書替継続日における当該通貨の普通預金利率を適用します。</p> <p>満期日以後に一括してお支払いいたします。</p> <p>利息は当該通貨（外貨）でお支払いします。</p> <p>付利単位を原則1通貨単位とした1年を365日とする日割計算、および単利計算により算出します。</p>				

税金について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利子所得について 法人のお客さま 総合課税（国税 15.315%のみ）として課税されます。 個人のお客さま 源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）として課税されます。 <p>平成 25 年 1 月 1 日以降、国税には復興特別所得税が課され、15.315%が適用されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ お利息はマル優の対象外です。 ■ 為替差益への課税 （法人のお客さま）総合課税 （個人のお客さま）為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間 20 万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得との損益通算はできません。 ■ 詳しくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。
手数料および適用相場	<p>お預入・お引出方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。</p> <p>詳しくは後記「外貨預金のお預入れとお引出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。</p>
付加できる特約	<p>ございません。</p>
期日前解約時のお取扱い	<p>原則として期日前解約はできません。万が一、当行がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、お預入日から期日前解約日までの適用利率は期日前解約日における当該通貨建ての外貨普通預金利率となります。</p>
クーリング・オフ適用の有無	<p>当該契約については、クーリング・オフ規定の適用はありません。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自動解約をご希望の場合は、満期日の前営業日までに外貨定期預金通帳または外貨定期預金証書とお届出印鑑をお取引店窓口へご持参のうえ手続きをお願いいたします。 ■ お預入後、為替予約を締結することにより、満期日の受取円貨額を、事前に確定することができます。その場合、ご本人が外貨定期預金通帳または外貨定期証書とお届出印鑑をお取引店窓口へご持参いただき、当行の「為替予約規定（外貨定期預金用）」をご理解のうえ、締結していただく必要があります（この場合、締結した為替予約を使用し満期日に解約することが条件になります）。なお、為替予約の締結は、お預入後、満期日の前営業日までの間に 1 回限りとし、一旦締結した為替予約は取消しも変更もできません。指定円預金口座への入金、当行所定の時刻以降に行います。 ■ 土日祝日および年末年始をお預入日・満期日とすることはできません。 ■ お取扱時間は、午前 10 時 15 分以降、午後 3 時までとなります。 ■ 一部店舗ではお取扱いできないケースがございますので、事前にご相談ください。 ■ 外国為替市場において外国為替取引が行われない場合等に、お預入れや払戻しに応じられないことがあります。 ■ 外貨定期預金の申込みの有無が、現在または将来の融資その他の取引に不利な影響を与えることはありません。

当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
当行への連絡方法 (お問い合わせ先)	店頭、通帳・証書記載の電話番号または下記までお問い合わせください。 ● フリーコール 0120-50-8616 受付時間/月～金 9:00～17:00 (祝・休日および12/31～1/3を除く)

[外貨預金のお預入れとお引出しに関わる手数料および適用相場]

	お預入・お引出方法	手数料・金利等
お預入れ	円の現金でお預入れ 円預金からのお振替え	円を外貨にする際(預入時)には、手数料を含んだ為替相場であるTTSレートを適用します。 TTSレートは、TTMレート(当行公示仲値)に為替手数料(1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円)を加えたレートになります。 ただし、預入時の金額が10万米ドル相当額以上となる場合の適用相場は、市場実勢相場をもとに当行で決定する相場を適用します。
	外貨現金でのお預入れ	外貨現金売買手数料(1米ドルあたり2円、1ユーロあたり2円50銭、1オーストラリアドルあたり7円)がかかります。 ただし、補助通貨(硬貨)についてはお預入れいただけません。
	ご本人の外貨預金からのお振替え	同一店内に保有するご本人名義の口座間のお振替えは、手数料がかかりません。
	到着した外貨送金でのお預入れ	(個人のお客さま) 手数料はかかりません。 (法人のお客さま) 当行所定の被仕向送金手数料のほか、外貨取扱手数料(お預入れになる外貨送金金額の1/20%(最低手数料1,500円))がかかります。
お引出し	円の現金でのお引出し 円預金へのお振替え	外貨を円にする際(引出時)には、手数料を含んだ為替相場であるTTBレートを適用します。 TTBレートは、TTMレート(当行公示仲値)から為替手数料(1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円)を減じたレートになります。 ただし、引出時の金額が10万米ドル相当額以上となる場合の適用相場は、市場実勢相場をもとに当行で決定する相場を適用します。
	外貨現金でのお引出し	外貨現金売買手数料(1米ドルあたり2円、1ユーロあたり2円50銭、1オーストラリアドルあたり9円)がかかります。 ただし、補助通貨(硬貨)についてはお引出しいただけません。
	ご本人の外貨預金へのお振替え	同一店内に保有するご本人名義の口座間のお振替えは、手数料がかかりません。
	外貨でのご送金にご使用	当行所定の送金手数料のほか、外貨取扱手数料(ご送金金額の1/20%(最低手数料1,500円))がかかります。

- 上記手数料には消費税等はありません。
- 米ドルの被仕向送金をオーストラリアドルの外貨預金に入金する場合などのように、ご預金の通貨と異なる外貨との取引にかかる手数料は、上記のものとは異なります。

(2024年4月1日現在)